

# 持続可能な発展の国家戦略〈序論〉

農林環境調査室 矢口 克也

## 目 次

- I 「アジェンダ 21」の勧告
- II EU と日本の対応

## I 「アジェンダ 21」の勧告

1992年に「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が開催された。そこで採択された文書である「アジェンダ 21」に基づき、各国は「持続可能な発展の国家戦略」を策定した。本資料は、ドイツ及びフランスが策定した「国家戦略」のなかの農林漁業に関する部分を訳出したものである。

1992年の地球サミットでは5つの文書<sup>(1)</sup>が採択された。行動計画を示した「アジェンダ 21」はそのなかのひとつで、各国政府に対し「持続可能な発展の国家戦略」の策定と国家戦略をフォローアップする「持続可能な国家委員会」の設置を求めた<sup>(2)</sup>。

「アジェンダ 21」の第1章前文の1.3.は、「アジェンダ 21に提示された内容が成功裡に実施されるか否かは、第一に政府の責任にかかっている。この達成のために、国の戦略、計画、政策、及び推進過程は極めて重要である」<sup>(3)</sup>とした。また、同文書の第38章の38.36.では、「国は地球サミットのフォローアップ及びアジェンダ 21の実施に対して、重要な役割を有している。環境と開発に関する問題を首尾一貫した方法で扱うことができるように、統合された方法ですべての国によって国家レベルの努力がなされなくてはならない」<sup>(4)</sup>とも述べた。さらに、地方公共団体のイニシアティブに関する第28

章の28.2.(a)では、「1996年までに、各国の地方公共団体の大半は地域住民と協議し、当該地域のための『ローカルアジェンダ 21』について合意を形成すべきである」<sup>(5)</sup>とした。

地球サミットから10年後に開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」（ヨハネスブルクサミット）の「実施計画」の162.(b)でも同様の勧告がなされた。「持続可能な開発のための国家戦略を策定し完成させるために早急に措置をとり、2005年までにこれらの実施を開始すること」<sup>(6)</sup>として、「アジェンダ 21」の完全実施を求めた。

## II EUと日本の対応

上記の経緯を受け、EUの国々は「持続可能な発展の国家戦略」を策定し、また、これをフォローアップする「持続可能な発展に関する国家委員会」を設置した。戦略に含まれる要素は、国によって具体的な表記の仕方が異なるものの、環境的持続可能性、経済的持続可能性、社会的持続可能性の3側面を反映したものとなっている。そして、持続可能性の達成水準の向上のための工夫もある。本資料は食料・農林漁業に限られてはいるが、ここに訳出した2つの文書からもそうした点を汲み取ることができる。

ひとつは、ドイツが2002年に策定した「ドイツの展望—持続可能な開発のための我々の戦略」である。訳出部分は、4つの指導原則（世

(1) 法的拘束力のある「気候変動枠組み条約」、「生物多様性条約」と、法的拘束力のない「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」、「森林原則声明」、そして「アジェンダ 21」である。

(2) 「持続可能な発展」に関する理念と実践過程については、矢口克也「第1部第2章『持続可能な発展』理念の実践過程と到達点」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料 2009-4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2010，pp.15-49. が詳しい。

(3) 『エネルギーと環境』編集部編（環境庁・外務省監訳）『アジェンダ 21 実施計画（'97）—アジェンダ 21 の一層の実施のための計画』エネルギージャーナル社，1997，p.65.

(4) 同上，p.498.

(5) 同上，p.427.

(6) 『エネルギーと環境』編集部編『ヨハネスブルク・サミットからの発信—「持続可能な開発」をめざして—アジェンダ 21 完全実施への約束』エネルギージャーナル社，2003，p.87.

代間の公正、生活の質、社会的協同、国際的責任)に基づく食料・農業・農村・森林等の方向性に関する部分である。これらの指導原則は持続可能性の3側面を反映したものであり、これらを実現するための管理運営ルールが明らかにされている。有機農業シェアを2010年までに20%以上にすること、農地等における窒素余剰量を2010年までに1ha当たり80kgに削減すること、など具体的で明確な目標が注目される。

もうひとつは、フランスが2006年に改定(2003年策定)した「持続可能な発展の国家戦略」である。訳出部分は、アクションプログラムのひとつ、「持続可能な農漁業」のための行動プログラム(目標と行動指針)に関する部分である。目標と行動指針は、網羅的で総合的である。土づくりや化学肥料・農薬の低減に終始する日本の農業生産方式とは異なる。生物多様性や炭素循環、農村の持続性や食の安全、そして生産者の所得の確保など、「持続可能な農業」が対象とする範囲が広い。生物多様性への配慮(目標9)は興味深い。漁業に関しても同様であり、とくに海洋資源の適正な管理と省エネ、雇用の確保等が注目される。

EU各国は、70年代には農業に限らず様々な分野で環境に配慮した対応をしているが、なかでも農業は農薬・硝酸塩等による地下水汚染、食品の安全性に関係しているとされ、早くから農業政策のなかでその対応がとられた。1972年の「国連人間環境会議」、1987年の「環境と開

発に関する国連会議」、そして1992年の地球サミットと続く一連の会議、これら会議の出発の大きな背景のひとつも、こうした農業・食料に関する環境問題であった。そのため、「持続可能な農業」の定義の確立は他の分野に比べて早く、1990年前後にはEU共通農業政策のなかに、地域政策とともに環境政策が体系的に組み込まれた<sup>(7)</sup>。

ところで、日本にはEU各国のような「持続可能な発展の国家戦略」や「持続可能な発展に関する国家委員会」はなく、分野横断的な持続可能性の目標は明確にされていない。そのため、日本がどのような持続可能性の達成水準にあるのかも把握できない。

農林漁業の分野においても、「持続可能な農業」に関する政策上の明確な定義は見当たらないし、その達成水準も不明である。日本における関係法律としては、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)<sup>(8)</sup>、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)<sup>(9)</sup>などがある。ここに記述される「農業」は、いわゆる「環境保全型農業」<sup>(10)</sup>といわれる「農業」である。

また、漁業に関しては、「水産資源保護法」(昭和26年法律第313号)や「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)、「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)などがある。漁業には資源保護のために設定する「漁獲可能量」<sup>(11)</sup>や「最大持続漁獲量」<sup>(12)</sup>

(7) 矢口 前掲注(2); 矢口克也「第3部第3章 社会を支える『持続可能な農業』の展開」『持続可能な社会の構築』前掲注(2), pp.145-158.

(8) 「持続性の高い農業生産方式」とは、「土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式」であって、土質の改善、化学肥料・農薬の減少の効果のある技術を用いて行う農業のこと(第2条)。

(9) 「有機農業」とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」のこと(第2条)。

(10) 「環境保全型農業」とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。農林水産省ウェブサイト<[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)>

(11) 魚種ごとの許容漁獲総量のこと(Total Allowable Catch: TAC)。

といった考え方が古くからあり、漁業資源の持続可能性に配慮した管理が行われている。

日本においても、今後、「アジェンダ 21」等を踏まえた「持続可能な発展の国家戦略」の策定や「持続可能な発展に関する国家委員会」の設置が期待される。これにより、日本の「持続可能性」の達成水準が明確になろう。

以下に、ドイツ及びフランスにおける「持続可能な発展の国家戦略」における持続可能な農林漁業に関する解説及び翻訳を付す。なお、本資料は 2009 年度総合調査「持続可能な社会の構築」の成果の一部である。

(やぐち かつや)

---

(12) 漁業資源を減らすことなく得られる最大限の漁獲量のこと (Maximum Sustainable Yield: MSY)。